

○豊橋市中小企業振興条例

昭和47年3月31日

条例第15号

豊橋市中小企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の中小企業の近代化及び合理化を促進させるため、中小企業者が設置する近代化設備及び合理化設備に対し助成措置を講じ、もって本市中小企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 中小企業者 工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもののうち規則で定めるものをいう。
- (2) 設備 中小企業者が当該事業の目的のために設置する物で、固定資産税(償却資産に係るものに限る。)の課税の対象となるもののうち機械、装置その他市長が必要と認めるもので直接に事業の用に供するものをいう。
- (3) 投下固定資産額 中小企業者が当該事業の用に供するために取得した設備につき本市固定資産課税台帳に登録された価額をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、次の要件を備える中小企業者がその企業の近代化及び合理化を図るため、1設備の投下固定資産額が商業及びサービス業にあっては30万円以上、その他の業種にあっては100万円以上の設備を市内に設置したときは、助成金を交付することができる。

- (1) 当該事業を2年以上継続して本市において営んでいること。
- (2) 市内に工場又は事業所を有していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、最初に固定資産課税台帳に登録された当該設備に係る課税標準額の100分の4.2以内で1中小企業者につき1年度300万円を限度として市長が定める。

(一部改正〔昭和48年条例35号・54年14号・平成3年29号〕)

(助成金の交付)

第5条 助成金は、当該設備に係る固定資産税の最初の賦課期日が属する年度の翌々年度において交付する。

(一部改正〔昭和48年条例35号〕)

(申請手続)

第6条 この条例による助成措置を受けようとする者は、助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第7条 市が別に行う中小企業に対する助成措置を既に受けた設備については、この条例による助成措置の適用を受けることができない。

(減額、取消し等)

第8条 市長は、助成金を受け、又は受けようとする者が、次の各号の一に該当する場合は、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- (1) 当該設備を事業の目的に使用せず、又は他の用途に供したとき。
- (2) 当該中小企業者が助成金の交付を受ける時期において事業を廃止し、若しくは休止し、又は廃止若しくは休止の状態にあるとき。
- (3) 第2条第1号の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により助成金を受け、又は受けようとしたとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年1月2日から適用する。

附 則(昭和48年6月25日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月29日条例第14号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日条例第29号)

この条例は、平成3年4月1日から施行し、改正後の豊橋市中小企業振興条例第4条の規定は、同日以後の助成金交付申請分に係るものから適用する。